

## 令和2年度八戸港コンテナ定期航路開設促進事業費補助金交付要領

### (目的)

第1条 この要領は、八戸港国際物流拠点化推進協議会が令和2年度予算の範囲内において、八戸港における新規航路を開設する船会社に対し、その経費の一部を補助することにより、新規航路の開設を促進し、利便性の向上による八戸港の更なる利用拡大を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において「東南アジア航路」とは、八戸港と、東南アジア諸国連合加盟国、香港又は台湾のいずれかの港湾（以下「海外の港湾」という。）を起点、寄港地又は終点とする航路をいう。

2 この要領において「国際フィーダー航路」とは、国際コンテナ戦略港湾と国内各港を結ぶフィーダー航路のうち、次の各号に掲げる要件のいずれも満たすものをいう。

(1) 八戸港と東京港、横浜港又は川崎港のいずれかを起点又は終点とする航路

(2) 八戸港から海外の港湾までの航行日数がこれまでよりも短縮される航路

3 この要領において「新規航路の開設」とは、船会社による、東南アジア航路又は国際フィーダー航路の新規開設であって、八戸港への寄港頻度が、当該航路の新規開設の前と比較して、東南アジア航路においては月1回以上、国際フィーダー航路においては週1回以上増加するものをいう。

### (補助対象)

第3条 補助の対象となる新規航路の開設に係る航路数は、航路ごとに次のとおりとする。

(1) 東南アジア航路 1

(2) 国際フィーダー航路 1

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、新規航路の開設を行った船会社が、開設の日から令和3年2月28日までの期間に、当該新規航路において要したコンテナ船運航経費のうち燃料費とする。

3 補助金の額は、航路毎に次のとおりとする。

(1) 東南アジア航路 補助対象経費の2分の1に相当する額又は12,000千円のうちいずれか低い額以内の額。

(2) 国際フィーダー航路 補助対象経費の2分の1に相当する額又は6,000千円のうちいずれか低い額以内の額。

4 前項の規定により算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

5 補助金の交付を受けようとする船会社（以下「申請者」という。）が日本国外を本拠地とする法人の場合、当該法人の日本国内法人（日本支社・現地法人・日本総代理店等）が申請者となることができる。

### (交付申請)

第4条 申請者は、交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（第2号様式）

- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 新規航路の開設を確認できる書類
- (4) その他会長が必要と認める書類

（交付決定）

第5条 会長は、前条の申請書を受理したときは、申請内容の審査及び必要に応じて調査等を行い、補助金の交付が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、申請者に通知する。

（交付の条件）

第6条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において付された条件となるものとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をする場合は、事業変更承認申請書（第4号様式）を会長に提出してその承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事業中止（廃止）承認申請書（第4号様式）を会長に提出してその承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はこれらの遂行が困難となった場合において、速やかにその旨を会長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを令和3年4月1日から5年間保管しておくこと。

（申請の取下げ）

第7条 申請者は、第5条の規定による補助金の交付の決定の内容又は前条の規定により付された条件に不服があるときは、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して7日を経過する日までに、書面により申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかつたものとみなす。

（交付方法）

第8条 補助金は、概算払により交付する。

（補助金の請求）

第9条 補助金の請求は、令和3年2月28日までに概算払請求書（第5号様式）を会長に提出して行なうものとする。

（実績報告）

第10条 申請者は、補助事業が完了したときは、完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して30日を経過した日又は令和3年3月10日のいずれか早い期日までに、事業完了（廃止）実績報告書（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて、会長に提出するものとする。

- (1) 事業実績書（第2号様式）
- (2) 収支精算書（第3号様式）
- (3) 八戸港への入出港を確認できる書類

- (4) 寄港に要した経費を確認できる書類
- (5) その他会長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 会長は、前条の報告書を受領したときは、報告内容の審査及び必要に応じて調査等を行い、補助事業の成果が補助金の決定の内容及びこれに付けた条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、申請者に通知する。

(交付決定の取消し)

第12条 会長は、虚偽の申請又は不正行為があると認められた場合又は交付決定の内容若しくはこれに付けた条件その他法令等に違反した場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用する。
- 3 会長は、第1項の取消しをした場合には、速やかにその内容を申請者に通知する。

(補助金等の返還)

第13条 会長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を請求するものとする。

- 2 会長は、補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、その返還を請求するものとする。

(加算金)

第14条 申請者は、第12条第1項の規定による取消しに関し、補助金の返還を請求されたときは、その請求に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を会長に納付しなければならない。

(延滞金)

第15条 申請者は、補助金の返還を請求され、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を会長に納付しなければならない。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年6月9日から施行し、令和2年4月1日から適用する。